

令和3年6月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月14日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤安昭君 | 2番 | 林芳子君 |
| 3番 | 小針竹千代君 | 4番 | 石井清勝君 |
| 5番 | 渡邊一雄君 | 6番 | 小林徳清君 |
| 7番 | 大和田宏君 | 8番 | 飯島三郎君 |
| 9番 | 西川良英君 | 10番 | 三瓶力君 |
| 11番 | 塩澤重男君 | 12番 | 須藤利夫君 |

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 溝井康夫 | 主事 | 大野恵美 |
|------|------|----|------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------------------------|--------|
| 村長 | 石森春男君 | 副村長 | 須釜泰一君 |
| 教育長 | 鈴木文雄君 | 総務課長 | 須釜信一君 |
| 企画政策課長 | 小針武彦君 | 住民税務課長 兼会計管理者 | 車田ヨシ子君 |
| 健康福祉課長 | 曲山知賀子君 | 産業振興課長 兼農業委員会 事務局長 | 塩田敦君 |
| 地域整備課長 | 須田潤一君 | 教育課長 | 坂本敬君 |
| 公民館長 | 高林浅輝君 | | |

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 小 針 竹千代 君

○議長（須藤利夫君） 3番、小針竹千代君の発言を許します。

3番、小針竹千代君。

[3番 小針竹千代君登壇]

○3番（小針竹千代君） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました2点について質問をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。全国で新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。玉川村でも65歳以上の方の1回目の接種が、5月17日か

ら地域ごとに集団接種で行われました。2回目の接種も6月7日から行われ、先週の土曜日の12日で終了しましたが、そこで、次の点について質問をさせていただきます。

1番目として、他の市町村では予約接種が大半でしたが、玉川村では予約の必要がなかったのはなぜか。

2番目として、玉川村の65歳以上の対象者は何名で、1回目は何名が接種されたか。

3番目は、基礎疾患を有する方の65歳未満の対象者の最終完了はいつを予定しているのか。

4番目として、ワクチン接種を受けない方の対応はどうするのか。

次に、2点目の旧共同調理場の処理についてであります。4月より玉川村学校給食センターが稼働しました。今まであった東部共同調理場及び西部共同調理場はどのようにするのか、対応を伺います。

以上、2点であります。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。1点目の高齢者の集団予防接種の予約を不要とした理由につきましては、ワクチン接種は、接種を希望する高齢者の皆さん全員が、容易に確実に、そして安心して接種できるようにすることが重要であり、本村においては、県との協議で高齢者全員に対する1人2回分のワクチンを確保することができたことと、さらには、村内の2医療機関が、1回の接種につき連続して6日間の接種が可能となるよう、看護師などの配置も含め全面的に協力してくれたことなどにより、高齢者の集団接種が可能となるとともに、1日当たりの対象者数を想定し、行政区ごとに曜日を指定する「地区割接種体制」を組めたことから、対象者の負担軽減などを考慮し、予約を不要としたところであります。

なお、予約を不要にすることにより、貴重なワクチンを廃棄することがないように、あらかじめ老人福祉施設の職員やこども園の職員などについてリスト化し、開封後の余ったワクチンがあれば接種するなどの対応ができるよう準備をしておりますので、ワクチンを無駄にするという事例は発生しておりません。

2点目の高齢者の対象人数と、1回目の接種人数につきましては、対象人数は2,175名、

接種人数は1,911名で、接種率は87.9%となっております。

3点目の基礎疾患を有する方や65歳未満の方の最終完了の予定につきましては、ワクチンの供給時期が不透明な状況であり、現時点において明確な完了時期については申し上げることができませんが、ワクチンの供給時期によって、接種完了の時期も左右されますので、今後も県のワクチン接種チームと連携し、住民接種に必要なワクチンの確保に努めるとともに、ワクチンの供給量などを踏まえながら、早期の接種完了に向け、効率的かつ迅速に接種を進めてまいりたいと考えております。

4点目の予防接種を受けない方への対応につきましては、接種を希望していたにもかかわらず、集団接種会場で接種できなかった方に対しましては、村内医療機関における個別接種の体制を整えておりますので、村民からの相談に応じて随時対応してまいります。また、接種を希望しない方に対しましては、これまで接種することのリスクや接種しないことのリスクなどを周知してきておりますが、今回の予防接種は努力義務と位置づけられており、接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づくものであり、接種を受けないという選択の自由もありますので、村としましては、ご本人の意思を尊重したいと考えております。

なお、他の地域において、接種をしない方に対する差別やいじめなどの事案が発生しているという情報もありますので、今後は予防接種を受けない方が、地域や職場、学校などにおいて差別や不利益を被らないよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、旧共同調理場の対応についてであります。東部共同調理場は平成2年3月、西部共同調理場は昭和47年3月にそれぞれ建設し、これまで村内児童生徒の食育の大きな礎を築いてきておりますが、本年4月より、新たに玉川村学校給食センターの供用開始に伴い、令和2年度末までの行政財産としての機能を廃止いたしましたので、現在は村の普通財産として、2つの旧共同調理場の建物はそのまま残しておりますが、今後は、建物の必要性や活用方策等を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 何点か質問をさせていただきます。

1番目のワクチン接種の件でございますが、他の市町村では、ニュースや報道で、あと知り合いの方もほか玉川村以外にもいて、予約するのに本当に電話が繋がらなくて本当に大変だったという話を聞いております。

それで、玉川村はなぜ予約をなしでできるのかということ、すごいという高評価をいた

できました。村民を代表しまして、今回の接種に対応されましたあつうみ内科医院、味原医院のご協力と、役場職員及びあと赤十字などのボランティアの方々やご協力いただいた皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

質問事項は、65歳の基準日はいつだったのかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの小針議員の再質問についてですが、65歳以上の年齢の基準日につきましては、今年度末までに65歳に達する方が対象となります。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 次に、対象人数の件でございますが、2,175人が対象で1,911人、接種率87.9%とのことでございますが、65歳以上の方でも医療関係に行っていたりする方で、集団接種の以前に接種された方もいることは伺っております。この人数というのは、この数字の中に入っているのか、また、その方の事前の、私は受けたから受けませんよみたいな、そういう確認があったかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの質問についてですが、65歳以上の先行接種者につきましては、全員は把握しておりません。現時点で把握できている人数は7名でございます。その方々が、今回の集団接種の人数に含まれているかどうかということにつきましては、この方々の7名の人数は含まれた数でございます。

受けたか受けないかの確認についてですが、先行接種者に関しては、村に報告が上がるのが若干タイムラグがございます。なぜかという、こういった方々の接種済み予診票というのが、国保連合会のほうを経由して、村のほうに届けられるということもありまして、事前に受けるか、受けないかという確認ができるかという、なかなか難しいところもございます。ですので、そういった方々も含めて、全員に接種券のほうは発送させていただいております。既に受けていらっしゃる方は受けに来ないというような判断になるかと思っております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） そうすると、最終的には来て分かるわけですね。そうすると、この数字はもっと上がって、パーセントも上がっていくんだなというふうに考えてよろしいんだと思いますけれども、2回目の接種も先週の土曜日で終わりましたが、土曜日なので分かる

かどうか、もし2回目の数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまのご質問についてですが、2回目の高齢者の集団接種者の人数は1,878名でございます。接種率は86.7%という結果でございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 1回目の2,175人に対して、2回目が1,878名と減ったんですけれども、基本的には2回やって有効があるということなんですけれども、この減った理由がもし分かれば。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 人数が減った原因につきましては、全員になぜ来なかったのかちょっと聞いてはおりませんので把握していませんが、事前に保健センターのほうに連絡をいただいた方のお声を聞きますと、やはり1回目を接種した後に熱が出たとか、若干体調不良に陥ったということで、2回目はちょっと心配なので、医療機関等で個別に受けたいというようなお声がありましたので、そのような方が多かったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 2回やらないと効果がないということですので、何らかの形で2回受けてくださるものと思っております。

次に、3番目の件で、ワクチンの確保に努めるというふうな答えがありましたけれども、回覧によりますと、回覧板で16歳から64歳の基礎疾患を有する方への接種の申込みを、今、回覧で取っておりますね。6月30日までの申込みなので、当然人数も分からないと思いますけれども、これはワクチンは確保されていないということなのか、接種はいつを予定しているのかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまのご質問についてですが、16歳から64歳までの基礎疾患をお持ちの方の接種についてということで、村内2医療機関で個別接種を受けていただくという方法で体制を整えました。本日から、基礎疾患をお持ちの方は接種を受けることができるということで、本日から接種が開始されるものと考えております。

医療機関からの情報ですと、6月分の予約はもうほぼ埋まっておりますよということで、皆さんそれぞれ申し込んでおられるのかなということですので、ワクチンの確保につきましては、基礎疾患をお持ちの方々、どの程度受けるかという確定の数字は持っていませんけれども、その分のワクチンの確保はできているということで、基礎疾患をお持ちの方、受けられますよというご案内を出させていただいております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） あと、通常の65歳以下の方で、これ国の方針だと思いますけれども、これから先どのように予定をしているのか、分かる部分がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 65歳未満の方の接種につきましては、現時点で決定しているのが、50歳以上64歳までの全員を対象とした集団接種を、7月、2回計画をしております。それ以外につきましては、ワクチンの確保ができておりませんので、ワクチンにつきましては、日々県に要望しているところなんですけど、まだ玉川村に何箱というようなはっきりしたお返事はいただけていないというところもありますので、それ以外の接種については現在未定でございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） ワクチン接種に関しては、質問は以上でございますが、65歳以上が終わって、これからまだまだ接種がやっていくと思っておりますが、今回、私ももちろん受けましたし、親も、90歳以上の親と同伴して本当にスムーズに接種ができました。このことに関しては、先ほども言いましたけれども、先もありますので、職員の皆さん頑張ってまたやってほしいと思っております。

2番目の旧共同調理場の処理の件ですが、1点だけ、玉川第一小学校のほうは、先生の車をとめる駐車場もなんか少ないように私は考えておりますが、その辺はどうなんでしょうか、教育長さんのほうに伺いたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいま小針議員の、玉川第一小学校の職員駐車場が狭いということですが、共同調理場につきまして、その跡地という方法も考えられるかと思いま

すが、今後、先ほど村長が答弁しましたように、活用方法を探っていきたいということを考えております。なお、駐車場につきましては、それぞれ職員が自分たちのとめるところを決めておまして、整然と今はとめているものと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 以上で私の一般質問を終わりにします。

○議長（須藤利夫君） これをもって、3番、小針竹千代君の一般質問を終わります。

◇ 林 芳 子 君

○議長（須藤利夫君） 次に、2番、林芳子君の発言を許します。

2番、林芳子君。

〔2番 林 芳子君登壇〕

○2番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました件につきまして質問をいたします。

1つ目が、y o d g eの今後について。

新型コロナウイルスの感染拡大により、5月17日から玉川村でもワクチン接種が始まり、6月中旬には2回目の接種の予定で進み、今後は65歳以下の接種に入る予定であります、全国的にはまだまだ陽性者が増加傾向にあると思います。

福島県では、5月14日から31日まで、県独自の非常事態宣言が発令されるなど、人の往来も制限され、一向に終息の兆しが見えない状況の中、玉川村が7月にオープン予定のy o d g eをどのように運営していくのが注目されると思われまます。

さて、このことについて4件ほど質問させていただきます。

1つ目に、指定管理者であるたまかわ未来ファクトリー株式会社との契約はいつ行ったのか。

2番目に、建物ほどの状態で未来ファクトリーに引き渡すのか。

3番目、水、上水について。3月の時点で近くの上水道より運ぶ、敷地内に井戸を掘り対応を検討中との答弁があり、運んだ水をためる受水槽を建物の裏側に設置するとありましたが、実際、受水槽は設置したのか。井戸は既に掘ってあるようですが、水質検査は行ったのか。

か。

4番目、南側アプローチの一部の農地の部分について、私有地立入禁止の立札が4枚ほどあったがどうということか。

次に、やはりコロナによる影響があると思われませんが、2番目の道の駅たまかわについてお伺いいたします。

村民は、道の駅たまかわこぶしの里と言っているし、またそういう言い方を聞いてもおりますが、実際、道の駅たまかわ、こぶしの里がどこまでで、生産物直売所はどのような部分なのか、分かっていないことがほとんどであると思うので、どのような形態かお伺いいたします。

1つ目に、道の駅たまかわ、こぶしの里、道の駅たまかわこぶしの里センター、株式会社こぶしの里、正式名称はどれなのでしょうか。

2番目に、敷地内の建物のうち道の駅たまかわはどこか。それぞれある建物の位置づけはどうなっているのか、また、その管理はどのようになっているのかお伺いいたします。

3番目に、平成8年に立ち上げた目的はどのようなものなのか、また、現在の目的はどのようなものなのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

まず、y o d g eについてであります。1点目の指定管理者であるたまかわ未来ファクトリー株式会社との契約につきましては、指定管理者とは契約ではなく、令和3年4月1日付で、「たまかわ観光交流施設森の駅y o d g e 指定管理者基本協定」を締結しております。

本協定は、令和8年3月31日までの5年間の協定となっております。また、同日付で「たまかわ観光交流施設森の駅y o d g e の管理運営に関する年度協定」も締結し、基本協定に定めのない事項及び必要な事項について定めております。

次に、2点目の建物はどの状態で未来ファクトリーに引き渡すのかにつきましては、建物については、令和3年3月25日付で竣工し、指定管理者が同年4月1日より、基本協定書等に基づき施設の維持管理を行っております。また、施設の備品についても村が指定管理者と協議の上、必要となる備品を整備しております。

次に、3点目の施設で使用する受水槽の設置につきましては、3年間の長期リース契約により、令和3年3月に設置しております。また、新たに掘削した井戸の水質検査については、5月10日に実施し、飲料水等の水質基準にも適合しているという検査結果を得ております。

次に、4点目の南側アプローチの一部の農地の私有地立入禁止の立札につきましては、南側アプローチには隣接している民地があり、その土地の所有者の方が設置した立看板であります。設置理由については所有者個人の考えによるものであるため、この場では答弁を控えさせていただきますが、引き続き地域の方々のご理解とご協力の下、官民での連携を図りながら、豊かな自然を生かした観光と体験交流ができる、着地型観光の拠点として運営してまいりたいと考えております。

次に、道の駅たまかわについてであります。1点目の道の駅たまかわ、こぶしの里、道の駅たまかわこぶしの里センター、株式会社こぶしの里の正式名称につきましては、道の駅たまかわについては、平成18年8月10日に道の駅として国土交通省に登録されている名称であります。こぶしの里については、生産物直売所としての店舗部分をこぶしの里としておりますが、施設としての意味のセンターをつけて、こぶしの里センターとも呼んでおります。

なお、道の駅については、これら直売所部分も含めた一体的な施設を道の駅としていること、また、一般的に道の駅の名称の後にこれらの施設名、もしくは愛称名をつけて呼ぶことが通例となっており、本村の道の駅についても、道の駅たまかわこぶしの里、または道の駅たまかわこぶしの里センターと呼ばれております。株式会社こぶしの里については、生産物直売所の指定管理者として指定している法人であります。

次に、2点目の道の駅たまかわとしての建物、位置づけ、管理につきましては、直売所、休憩室、トイレ、駐車場等の施設をまとめて生産物直売所としており、それを先ほど申し上げたとおり、平成18年8月10日に道の駅たまかわとして登録しておりますので、生産物直売所としている施設と、道の駅としている施設については同一のものとなっております。

これら施設の管理については、基本的には指定管理者である株式会社こぶしの里が行っておりますが、トイレや駐車場など、道の駅の機能として24時間利用可能にしておかなければならない施設もありますので、指定管理による委任範囲を超える管理については、協議の上、株式会社こぶしの里に委託をしております。

次に、3点目の平成8年に立ち上げた目的につきましては、平成8年に設置した施設は、玉川村生産物直売所であり、玉川村生産物直売振興協議会が運営主体となって開所しております。

玉川村生産物直売所の目的については、葉たばこや養蚕の後作として導入したサルナシや桃などの果樹、タラの芽などをはじめとして、園芸作物など本村の基幹産業である農業、そして農産物を平成5年に開港した福島空港の利用者に広くPR、販売できる施設として設置しております。直売所は、これら農産物等を出荷する出荷者にとって、手軽に出荷できる敷居の低い施設として多くの方に利用され、これまでもたくさんの農産物等生産者の所得の向上に大きく寄与してまいりました。

平成18年7月より、株式会社こぶしの里を指定管理者として運営を委任しておりますが、運営組織が変わった現在も経営理念は当時のままを引継ぎ、出荷者の所得の向上を第一に、玉川村の農産物や6次化製品のPR、販売を通して、村の地域振興並びに情報発信の場として運営されております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、再質問させていただきます。

契約書ではなくて協定を結んだということですが、その説明は前にも受けておりましたが、協定書というものは、契約当事者間で基本的事項を約定した基本契約書ができた上で、基本事項の具体的な細目を定める書面という項目が出てきたのですが、当事者間での基本的契約というものをまずした上で行った協定書と考えてよいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまの林議員の協定書、協定の前に契約を取り交わしたかという質問であります。契約行為はいたしておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、行政のほうの考えとしては、今回は協定書だけということ考えてよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 林議員の言うとおり、今回は協定のみとなっております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、その後で基本協定に定めのない事項及び必要な事項を定めた、森の駅y o d g eの基本運営に関する年度協定というので、全体的に把握できると考えてよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまの質問の最後の部分、ちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度お願いできますか。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 失礼いたしました。

答弁にありましたように、協定書とほかに3月31日付で、玉川観光交流施設森の駅 y o d g e の管理運営に関する年度協定というのを結びましたということなので、両方合わせて協定書の内容が全部把握できると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまの林議員のおっしゃるとおり、5年間の基本協定書を結びまして、それに定めのない詳しい部分について、年度協定で定めるということになっております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、それについては了解いたしました。

次に、建物はどの状態で引き渡すのかということで、令和3年の3月25日で竣工し、指定管理者に4月1日より引き渡したということなんですが、建物の様子を3月の時点で見たときに、本当に素建てのままであったんですが、村のほうとしては、素建てのまま貸すというような状態で最初から、それに絶対的に必要なものがあると思うんですが、その辺はどの辺までを考えて引き渡したものののでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまの林議員のおっしゃいました建物につきましては、3月25日に竣工して、その状態で引き渡しております。

おっしゃっているものにつきましては、恐らく備品関係だと思いますが、y o d g e で使用します備品につきましては、納期限内に納品されまして、3月31日付で会計管理者によります検収が行われております。

しかしながら、各部屋、箇所への設置につきましては、施設の清掃やクリーニングが残っておりましたので、それが終わりました、設置に入りましたのは5月に入ってから各部屋に設置したものと聞いています。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、今の状態ですと、引渡しと備品のほうも完全に設置がされて、オープン間近のままの状態では今は大丈夫だということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 7月18日にオープンしますので、もう準備は全て整ってオープンを待つのみとなっております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、先日説明がありましたが、プレオープンの7月13日を心待ちにしておればよいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、受水槽の設置なんですけど、3月に試験的に井戸を掘ることを調査しているという答弁があったんですが、井戸掘削の費用は幾らぐらいかかるとか、水量あるいは今後についてはどう考えているのかお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまのy o d g eに設置しました井戸掘削の費用でありますけど、直工で130万、経費込みの総額で200万ということで終了しております。

また、y o d g eで使用します水につきましては、施設内に、先ほど申しましたが、掘削した井戸の取水量が毎分18リッター、1日当たり25トンの取水が見込めまして、先ほど答弁したとおり、飲料水としての安全性も確認できましたので、施設がフル稼働した場合の1日の最大使用量であります6トンを十分賄えるものと認識しております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 水量が予想よりも大幅に出たものと思われそうですが、それでは、受水槽の利用についてはどうなるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 受水槽につきましては4トンの容量がありますので、井戸からくみ上げた水を一度受水槽でためまして、そこから各水道に供給し、使用します。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 当面は、1日25トンの水量が確保できるということなので、近くの上

水道から水を運んで、受水槽にためるまでの作業をする必要はないかと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 先ほど答弁しましたとおり、井戸につきましては、1日当たり25トンの取水量が見込めるわけですが、当然ながら地下水でありまして、渇水時期など、1年間を通した取水については検証しておりません。なので水量不足時には、以前答弁させていただいたように、給水車での供給の体制も整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） そうすると両方抱き合わせて使用するのではなくて、渇水時期だけに受水槽に水をためて使うと、両方使っていくような作業をすると考えていいのでしょうか。それとも、月に何回かは運んで、そこに受水してそれを両方抱き合わせて使うというような考えなのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 受水槽につきましては、1年間を通して使用しまして、先ほど申しあげましたように、渇水時期で井戸からの水が供給できない場合のみ、給水車の利用を考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 受水槽には常時ためておくということですよね。そうすると、近くの浄水場から運ぶ作業は毎日行うんですか。じゃなくて、ためておくだけと考えていいんですか。そうすると、ためておくのには、やはりいろんなことを考えると水質検査等をしないといけないのではないかと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） y o d g e で使用します水の供給の方法なんですけれども、一度井戸で吸い上げてそこから必ず受水槽にためます。ためたものを各部屋、各施設に給水するものであって、当然ながら水の管理もしますし、年間を通して保守点検の契約も出しております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 分かりました。

井戸の水もそこにくみ上げて給水するというふうに考えてよろしいんですね。では、水質検査については常時、今後については飲み水としても使うのしょうから、くれぐれも検査等の怠りがないようお願いいたします。

次にですが、南側アプローチ部分についての立札についてなんですが、9月の答弁で、所有者から交換の同意を得ていると、12月の議会のほうの答弁では、農地転用について県の許可が必要で12月に下りた、これから地権者と契約を取り交わす予定でいるということになっていました。現在は、農地転用が下りた部分ほどの部分であって、地権者とのその後についてはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 農地転用の部分であります、該当者1名でありまして、転用につきましては終わっております。代替地ということで提案ありましたので、その部分につきましては、今、手続中であります。まだ登記にはなっておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 立札が立ったのは、4月頃あそこに行ったときに立看板が既に立っております、y o d g eの大きい入り口の看板の脇にもう既に立っております。あと、脇のほうの危ない部分にも立っていたので、これはどうなのかなということだと思って帰ってきたんですが、ただいまの答弁ですと、個人的な、個人の考えによるものであるということだと。

立札があまりにも目立ち過ぎてこれは何なんだと、まず第一に誰もが思ってしまうことではないかなと思うんですよ。それこそ、緑の中に白い看板が立っているの目立ってしまうんですが、地権者のほうが勝手にやったことだと思うんですが、やはりあのままで皆さんを呼ぶような施設とは考えられにくいなというので、村としては今後どう考えているのか、現在、地権者さんとどのように話合いをしているのかをお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 立入禁止の看板につきましては、当課側としましても懸念しているところで、大変心配しているものであります。

当然ながら、このままというわけにはいきませんので、担当のほうでどういう状況で、どのような理由でという話は直接本人から伺っております。オープンに向けまして、今後より

もっと地権者さんと話し合いを行いながら、よい結果が出るよう努めてまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 敷地一体の中に私有地が残ってしまうような交換をしたということに
なるかと思うんですが、その辺について、かかる面積の中の一部に残す形を何とか変更でき
るような形にはならなかったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） y o d g e の南側フィールドにつきましては、全て村のほう
の、買収させていただきたいということでお話はさせていただいたんですが、地権者の方の、
どうしても土地を残しておきたいという意向もありまして、結果としてこのような状況にな
っております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 本人さんはその私有地を、今後も農作作付けする予定でいることは
確認しているんですか。それとも、そのまま遊休地なり何なりで所有権のある土地であれば
いいという考えなんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 地権者さんの今後の土地の利用につきましては、当課側とし
ては把握しておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、担当課のほうも本人も確認しているのであれば、今後いい
方向に行くような、オープンに向けて、なおさら村内はもとより村外からも県外からも人を
呼ぶのであれば、もっと確実な方法で、侵入するのに危ないと思われるような土地であれば、
やはりそれなりの措置をしていただきたいと思いますので、その辺は今後も協議していただ
きたいと思います。

次にですが、道の駅たまかわについてですが、道の駅たまかわの名称については、先ほど
答弁いただきました。じゃらんとか、ホームページとか、旅行雑誌とかを見るといろんな名
称でありましたので、さて、どういうものやらというものがありませんので、その一つが分

かりました。

それで、株式会社たる法人が指定管理者になっていますが、代表者は村長であると思われ
ますが、それは観光物産協会と同じような形かと思われしますので、総会をやった場合に、筆
頭株主である村長が出席するはずだと思いますが、議事進行についても村の職員がやってい
るということをお聞きかじったことがあると思うんですが、その辺は、株主が出席す
るのは構わないと思うんですが、その辺については、道の駅たまかわとしては村の管理と考
えると思いますが、先ほどの答弁だと、全体がこぶしの里と同じであるということ
なんです、そうすると、村長はこぶしの里の代表取締役であるだけでなく村の代表でもあ
るので、その辺はどうなのかと思ひまして、答弁できるのであればお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、株式会社こぶしの里は株
式会社で、代表取締役は私であります。道の駅たまかわは、全国に今1,000と35ぐらいある
んですけれども、道の駅の設置者というのは地方自治体になっております。それで、いろん
な制約があつて、道の駅というのは24時間利用者に供給してください、その24時間は、トイ
レであつたりあるいは施設であつたり、そこに生産物直売所もあるというのは、それはその
道の駅の中でそういうのがあつたなしにかかわらず、ないところもありますし、ほとんどが今
あるようになってはいますが、そういうことをご理解いただきたいと思うんですけれど
も、そのどの部分についての質問だかちょっと分からなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 先ほどの通告書のほうの答弁だと、道の駅を含むこぶしの里全体が、
株式会社こぶしの里で指定管理をしているというふうな答弁だったと思うんですよ。そうす
ると、当然、道の駅なので24時間の部分については休憩所とあとトイレということで、多分
24時間営業しているものはトイレと休憩所だけだと思うんです。

生産物直売所のほうについては、多分24時間いること自体が難しいと思うので営業はして
いないと思うんですが、そうすると、トイレと休憩所、今の食堂部分かなと思うんですが、
休憩所になるかと思ひます。そこはオープンしていないといけないような、道の駅というの
は多分そういうものかと思うんですよ。

そうすると、全体的に管理しているのが株式会社こぶしの里の、先ほど言ったように村長
が代表取締役であるとすれば、その総会等に出席した場合には、村長が筆頭株主として当然
出席されていると思ひます。そうすると、議事進行も村長が行っているのかなと思ひますし、

村の職員が議事進行を行っているというのを担当課のほうで言っているということを知ったのですが、それはどうなのかなと思っているんですが、どうなのでしょう。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの件でありますけれども、道の駅たまかわは、今言ったように駐車場もちろんありますけれども、全体の広い面積を道の駅たまかわで、24時間、指定管理のこぶしの里がやってくださいよということで、もちろんこぶしの里も働いている人がおりますが、24時間はできないので、管理とかなんかは全て駐車場とトイレと休憩室については無人化になって、いろいろありますけれども、その一切の責任は地方自治体が負わなければならない。

株式会社こぶしの里は、村も約4割の株主でありまして大株主なんですけれども、その代表が私なので、私がいろいろ回答したり提案をしたりさせていただいております。その事務局を担っているのが産業振興課なので、一緒に出て会議等については開いていると、そのような状況であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） なぜ、そんな質問をしたかという、前にそのことについて質問をしたときがありまして、そのときに詳しいことについてはこぶしの里に聞いてくれという話がありました。それで、こぶしの里に行っても所長さんというか駅長さんというか、そのくくりが分からないんですが、そっちに聞かないと分からない、一切村ではその処理については分からないと言われたことがありまして、村では一切管理をしていないのかなと思ひまして、その辺はどうなのかなという疑問が頭の中にいっぱいありまして。

まず、道の駅たまかわは、国のほうから許可を受けて行ったものであるんですが、やはり玉川村長さんが代表である管理団体であれば、村のほうにも担当課があれば、村のほうでも当然資料があって、そのことについて、こぶしの里だけであれば別かと思うんですが、全体的なものであるとなれば、やはり村のほうにその辺の書類の一切があって、いろんな補助金を受けたりとか、交付金を受けたりとかするにしても役場を通らないといけないので、ある程度の書類については、村に聞けばその辺の内容が全部分かるような形にしてもらわないと、実際にはそれを聞かれたほうでも分からない、どういうふうに答えていいか分からないところがあるので、やはり村の管理があれば一番いいのかなと思ひましてそのような質問をいたしました、その辺はどうなのでしょう。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 先ほども言いましたけれども、道の駅たまかわは、通常、国土交通省の補助事業等頂いて道の駅たまかわとするんですけれども、玉川村は、先ほど答弁したように、平成8年に生産物直売所としてスタートいたしました。その云々というのは、先ほどお話をさせていただいたとおりなんですけれども。

当時、平成18年に、8月10日というのは道の日なんですね、全国的な、その日に何とか全国でも一番小さな道の駅に登録をお願いしようということで、玉川村が国土交通省にいろいろ掛け合って、小さな道の駅だったんですけれども、駐車場も小さいけれども、あの当時ですと国土交通省で言う一番小さな道の駅でありました。

その道の駅というのは、先ほども言いましたけれども、地方自治体が管理運営すると、そのようになっております。だからといって、地方自治体が常にそこに常駐するわけでもないので、そこには生産物直売所の、あの当時指定を受けたんですけれども、第三セクターで生産物直売所がありましたんで、そこに任せましょうということで。

通常、国土交通省所管なんで、玉川村で言えば地域整備課等が所管課になるんですけれども、玉川村の場合は、平成8年の生産物直売所を立ち上げたときに、いろいろ農産物とかなんかあったんで、農政課というか、当時はそれにしましょうということでスタートしたと、そのような状況でありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今後も村のほうで道の駅全体を管理していくのかと思いますので、その辺については今後も担当課のほうで、分かり得る範囲については、例えば議員のほうから質問があったとしても、道の駅まで行かなくても村のほうで分かるような形にしていれば一番いいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

当初から、道の駅たまかわとこぶしの里の契約をしたときの契約書は、村長が玉川村で建物を造って、貸す場合には玉川村長が貸主、借主が株式会社こぶしの里である代表取締役となった場合には、両方が同じ者であれば契約として成り立つのかなと考えますが、その辺の契約はどのような形で行ったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問、当初の生産物直売所と株式会社こぶしの里の関係だと思いますが、当然ながら、生産物直売所のほうは玉川村長でございます。株式会社こぶしの里につきましては、社長が当時の村長ではございましたが、契約上は代理という形で、今手元に資料がないので正式にお答えはできませんが、現在

も代理という形で契約をしておりますので、当時もそのような形で契約はされたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、本議会中に、そのような契約が代理という形はどなただったのかお聞かせください。

それでは、もう一つなんです、玉川村のホームページから、必ずこぶしの里道の駅たまかわのホームページが出てくるんですが、どうせ出すのならば、もっと分かりやすい形で出していただけるといろんな人が見られると思うんですが。携帯にしてもパソコンにしても、なかなかそこまで行くのにちょっと手間がかかるところがあるんですが、もっと簡単な入り口を探すことはできないんでしょうか。機械上です、パソコンとか携帯上でもっと簡単に、年配者の方から言われたんですが、もっと簡単に、どこから行ったらいいのかが分からないんだというのがあって、携帯とかで見ても、どこのページ探していいんだというのを何回か聞かれたことがあったもんですから、どんな形で早くそこに入れるのかなと、そうすれば簡単に、ナビがなくても携帯で行けるのかなと思うので、その辺は考えはあるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま林議員がおっしゃられたようなことは私も聞いてございますし、なかなか検索しづらいということも事実でございます。

この辺につきましては、村のほうのウェブ管理者のほうとも協議しながら、簡単な形でリンクを貼って、そちらのほうに行けるように検討してまいりたいと考えてございます。

また、場所につきましては、村のほうで作っております観光マップというものがございまして、そちらのほうにもこぶしの里が載っております。そこに、二次元のQRコードが載ってまして、そこにスマホをかざしますとグーグルマップに飛びまして、自然とそちらの場所を表示してくれるというような地図も準備しております。それらについてもPRは今までもしてきたところではございますが、なかなか行き渡っていないというような状況もございまして、そういったものも今後PRしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、最後の質問をさせていただきますが、今後、今話が進められている須賀川、あるいは石川でも道の駅構想が立ち上がり、準備段階に入っていると聞いて

ております。早晚どちらにも近い範囲できるのかなと思いますが、その辺について考えますと、今のままの道の駅の中身とか見ると、もっと整備してもらわなくてはいけないものがあったりとか。

看板の、道の駅たまかわこぶしの里のある大きいクックちゃんの看板があるところに、何回か伺ったときにクモの巣だらけであった、かなり高い位置にクモの巣があつて、これ何とかしてくださいと言ったときに、こぶしの里のほうに頼んであるからやっておきますと言われた返事があつたんですよ。1か月くらいしてから行ったときに、確かにクモの巣は取つてあつたんですが、その下の草のほうはかなり伸びて、ススキとかがかなり伸びて、看板まで覆いかぶさっていると、樹木についてもかなり覆いかぶさって見づらいというのも聞いたことがありますし、自分の目でも確認したところがあつたのですが、環境整備について、あのままの状態ですと、やはり近い範囲に道の駅ができてしまうと、人間は新しいもの好きかと思しますのでそちらのほうに目がいってしまふ。

せっかく県道沿いにある唯一の道の駅が道の駅たまかわであるので、やはりその辺を徹底的に生かすのであれば、もっと環境整備をしてもらわないといけないと思うんですが、その辺についてはどう考えていますか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま2番議員、林議員からあつたように、そういう道の駅は本当にいろんなところに、先ほども言いましたが1,035ぐらいできているということで、大変脅威というか感じるころでありますけれども、先ほど言われました須賀川、石川、まだ確定している部分ではないので、その辺はそんなに心配していないんですけれども。

でも、環境整備という面では、やはり人を集める、道の駅は先ほど言いましたように、やはり地域振興なりの起爆剤にもなっておりますし、また生産者の所得向上の大きな一つの糧にもなっておりますので、しっかりと対応しながら道の駅の整備として、なおかつ生産物直売所の振興発展のために取り組んでまいりたい、そのように考えています。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 以上で私の質問は終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、林芳子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前11時14分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 24 分）

◇ 須藤安昭君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、1 番、須藤安昭君の発言を許します。

1 番、須藤安昭君。

〔1 番 須藤安昭君登壇〕

○1 番（須藤安昭君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました 2 点について質問をいたします。

質問 1、コロナ禍、霜害への農家救済について。

原発事故を起因とする風評被害が払拭されない中、台風被害、コロナ禍による農業収入の減少、今年度は米の価格は 60 キログラム 1 万円という情報もあります。さらには、4 月の霜により、リンゴ、サルナシをはじめ、大きな被害が出ております。

意欲がそがれ、農業継続の断念が危惧されます。飲食業をはじめ、2 次産業、3 次産業にはそれなりの助成措置があります。農業経営意欲の維持の一助として、農業経営規模の大小を問わず、種子、苗代、肥料、農薬代等の助成措置を企画検討しているか伺います。

質問 2、地域おこし協力隊の活動について。

玉川村では、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、任期満了後、玉川村に就職し地域活動に貢献されている男性、村内に結婚をされ家庭を築かれた女性もおり、大変うれしく思います。今後、より活性化を図るため、今までの活動と今後について伺います。

4 点あります。

1、地域おこし協力隊制度の概要について。

2、今までに何名の方がどのような活動をされ、どんな成果がありましたか。

3、現在は、何名の方が、どこで、どんな活動をされていますか。

4、それぞれの活動の成果を村民に知ってもらい、さらにはメンバーの意欲向上、活動支

援を目的とした活動報告会、例えば着任時、任期中、年に1回から2回、さらには任期満了時等の企画はあるのか、ないのか伺います。よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍、霜の害への農家救済についてであります。コロナ禍における支援については、昨年度は、農産物の販売額が減少した農業者に対する支援策として、「高収益作物次期作支援交付金」、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公共施設等へ花卉を設置する「インドア花いっぱい応援事業」などを実施するなど、コロナ禍により影響を受けていた農家の皆様の支援を行ったところであります。

今年度におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響や、国・県の動向等も注視しながら、時期を逸することなく必要とする支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、霜害については、本村では今年度に入り、4月に11回の降霜が発生し、そのうち5回にわたり果樹を中心とした農作物に被害をもたらしました。

主な被害の状況については、リンゴが被害面積2.94ヘクタール、被害額は463万円、サルナシが2.08ヘクタール、被害額が262万5,000円となっております。

村としましては、リンゴについて、「樹勢回復資材購入事業補助」としまして、村の単独事業として、生産組合に共同防除資材代金の一部を補助することといたしました。また、サルナシについては、県の補助事業である「産地生産力総合対策事業」を活用し、次年度に向けて防霜ファンを設置する費用についての支援を行うこととしております。

今後も、被害状況の把握に努めるとともに、被害の防止や国・県の補助メニュー等の活用についても調査、検討してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の活動についてであります。1点目の地域おこし協力隊制度の概要につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を推進する取組であり、地方創生事業の一環として、平成21年に総務省が制定した制度となっております。隊員は各自治体に任用さ

れ、任期はおおむね1年以上3年以下となります。

本村においても、平成26年9月に「玉川村地域おこし協力隊設置要綱」を制定し、平成27年4月に初めて地域おこし協力隊を採用いたしました。なお、地域おこし協力隊の活動に要する経費につきましては、1人当たり年間470万円を上限に、国からの特別交付税で賄われております。

次に、2点目の今までの活動内容と成果につきましては、活動内容については、募集の際に活動内容を示した上で募集しておりますので、隊員ごとにそれぞれ異なる活動となっております。これまでの活動内容としましては、特産品のPR活動や村民の健康づくり支援、農業支援、映像クリエイト活動、小中学校における英語の学習支援などの活動を実施してきました。

また、地域おこし協力隊の成果としては、3年間という短い活動期間において、本村が抱える地域課題の解決や地域のニーズに即した活動を積極的に行っていただいております。

これまでの成果事例としましては、村民の健康づくり支援隊員の活動により、保健センターと連携しながら、高齢者サロンを設置するための支援を行い、地域ごとに高齢者自らが健康増進のため運動できる環境の構築が図られました。

また、教育支援隊員は、小学生への英語教育支援活動の中で、オーストラリアの小学生とテレビ電話を使ったコミュニケーションにより、現地の小学生と直接英会話ができる体制を構築するなど、隊員それぞれに活動の成果を上げられているものと考えております。

さらには、自らも村内定住に向けて起業の準備や就職に向けた準備を進めていただいた結果、卒隊者5名のうち3名の方が村内に定住、そのうち1名が起業し、2名が村内に就職しており、それも一つの成果であると考えております。

次に、3点目の現在の人数と活動内容につきましては、現在、活動されている地域おこし協力隊は7名おります。活動の拠点は、活動の内容に合わせて隊員それぞれであり、その内容は、元気スポーツクラブ活動支援、特産品PR支援、教育支援、にぎわいプロモーション、アクティビティ創出支援などとなっております。

次に、4点目のそれぞれの活動の成果の報告会につきましては、これまで村民を含めた地域おこし協力隊の活動報告会については、過去に2回、任期終了時の報告会を実施しており、平成30年度には、在籍している隊員の活動報告も併せて実施しております。それ以降については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、関係者のみでの報告会として実施している状況にあります。

また、村民に向けての活動報告については、これまで村広報紙により活動内容報告を行っているほか、新聞発行や産業まつりでも、各隊員がまとめた活動内容の掲示等を行うことで村民の皆様にご覧いただいております。

なお、今後は、新型コロナウイルス感染拡大の状況も鑑みながら、可能な限り広く村民に向けた、活動報告会の実施に向けて検討してまいります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、高収益作物次期作支援交付金ということでありましたけれども、これは何件で、合計金額は幾らだったのでしょうか。また、花卉農家、リンゴ農家、サルナシ農家の支援ということでありましたけれども、それらについて、対象の農家数と合計金額はどのくらいになったか伺いたします。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、高収益作物次期作支援交付金につきましてですが、こちらの交付対象となった農家は3名でございます。交付金、補助金の額につきましては20万1,900円でございます。

続きまして、霜の害によるものでございまして、まず1点目のリンゴの農家につきましては、今回10件の農家の方が被害に遭われました。被害程度は、少ない方は20%、多い方で70%というような被害でございました。被害額につきましては、これらの被害程度を勘案しまして、約463万円というようなことで算出しております。

続きまして、サルナシでございます。サルナシにつきましては、被害農家が10件でございます。被害面積につきましては、先ほど申し上げましたとおり2.08ヘクタールで、被害額につきましては262万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） ちょっと聞き方がまずかったのかと思うんですが、ちょっと足りない部分ありますんで、まず1点は花卉、花の部分のそれはコロナ対策だね、花卉の農家に対する対象者と助成額、さらに、今回の霜の害の被害額が463万と263万ということでは伺ったん

ですが、それに対する助成というか補助、その金額が幾らでしたかということで再度お尋ねします。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 大変失礼いたしました。

まず、インドア花いっぱい応援事業につきましてでございますが、こちら農家さんの、延べの回数での把握で申し訳ございません。13施設に対して実施しまして、延べ321回の花を提供というか、飾るといようなことを行ってございまして、事業費につきましては32万1,000円の事業費でございました。こちらが補助額というふうになろうかと思えます。

続きまして、樹勢回復資材購入事業、リンゴに対する補助金でございますね。こちらにつきましては、防除資材の2分の1というように、今回上げさせていただくことといたしました。村単独事業でございます。金額にしまして65万円の金額となっております。

あともう1点、サルナシでございます。サルナシにつきましては、県のほうの産地生産力総合対策事業というものを活用させていただきまして、こちら答弁にもありましたとおり、次期作に向けての防霜ファンの設置でございます。こちら、基本的には県の補助金を6分の2、村の補助金も6分の2、あと農家負担も6分の2と、それぞれ3分の1ずつではございますが、サルナシにつきましては、特に村の特産品であるということ並びに今回算出しました事業費が多額になってしまうということで、最終的には県が6分の2、村が6分の3、農家負担が6分の1というように補助金を交付することにいたしまして、事業費全体の見込み、こちらはあくまでも現在の見込みということで申し訳ございませんが、1,320万円の事業費ということになってございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 分かりました。

今後、追加等でコロナ対策交付金とか霜害対策の助成金等が出たならば、金額はともかく対象農家数を多くして、お見舞い的な意味合いも含め、農家支援をいただきたいと思えます。

次に、農業振興つなかりで質問をさせていただきます。

今回、国土交通省から遊水地計画ということで発表されました、竜崎、中、小高地区の100ヘクタール近い農地と大部分のビニールハウスが、令和5年から作付できない大変な事態であります。一方、村内の農地を見ると、耕作放棄地が年々増加しています。後継者の問題もあり、農地を手放したいという声もあります。農業を継続、拡大したいニーズと、農地

を売りたいというニーズ、この2つをマッチングさせるシステム部署をすぐに立ち上げなければならぬと思いますが、村長の考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のただいまのご発言でございますけれども、国の遊水地計画について、鏡石町が6月4日、5日、矢吹町が6月1日、2日、3日、玉川村が5月28、31日ということで、国から地元の皆さんへの説明会がありました。遊水地の問題については大きな課題でありますし、農業振興上も村としては非常に大きな問題であるというふう

に捉えております。
また、通告がないので、はっきりしたことを申し上げられないんですけれども、村にとっては非常に大きな部分でありますので、6月11日の日にもお話をさせていただきましたけれども、本村にとって、千五沢ダムの移転者が出たとき、そしてまた福島空港の予定地になったとき、そして今回の阿武隈川の遊水地ということで、農業振興上の大きな問題でありますので、ぜひ議会の皆さん、そしてまた当然、地権者の皆さん、そして村ですね、一体となつて進めていかなければならないので、今後とも皆さんのご指導、そしてご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ここで須藤議員にお願いします。

通告されている質問以外には逸脱しないように今後お願いします。

須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 大変ご迷惑をおかけいたしました。

次に、地域おこし協力隊の件ですが、国の予算の下、大きな成果を得ていることが分かりました。現在募集中の任務があるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 1番、須藤議員の再質問にお答えいたします。

現在の地域おこし協力隊の募集状況であります。現在、6次化商品開発支援隊員、それから農業支援、スポーツクラブ活動支援、地域にぎわい創出支援、それから移住コーディネーター隊員ということで、現在、5名の募集を行っているところであります。

なお、募集に関しましては、村のホームページ等でPRしているところであります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 現在、5名の募集をされているということでございます。

冒頭にも話しさせていただきましたけれども、地域おこし協力隊の活動や成果が、村民には十分に伝わっているとは言い難いところがあります。本人のスキルアップ、あるいはモチベーションの向上のためにも、活動報告の充実を図っていただきたい、そのようお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、須藤安昭君の一般質問を終わります。

ここで休議とし、昼食といたします。

（午前 11時50分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 大和田 宏 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、7番、大和田宏君の発言を許します。

〔7番 大和田 宏君登壇〕

○7番（大和田 宏君） ただいま議長より許可を得ましたので、さきに通告をしておきました件について質問をさせていただきます。

学校教育の現状と今後の方針についてでございます。

まだまだ収束に至らないコロナ禍の中、村内の児童生徒の教育を進めるに当たり、教育委員会での話し合いはもちろんのこと、学校での対応についてそれぞれよりよい方向を見だし、子供たちのために努力されていることと思います。

子供たちにとって、その時々には学ばなければならないこと、またはいろいろな経験や体験をしなければならないことがあると思います。令和2年度の学校教育の状況はどうだったのか、現状を踏まえた中で、令和3年度の方針をどう考えているか気になるところであります。

そこで、次の3点について伺います。

1点目は、令和2年度の教育状況はどうであったか。

2点目は、子供たちが経験や体験ができなかったことは何か。

3点目は、現状を踏まえ、令和3年度の教育方針をどう考えているか。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 7番、大和田議員のご質問にお答えいたします。

学校教育の現状と今後の方針についてであります。学校教育の関係であるため、教育長のほうから答弁させますので、ご了承願います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 7番の大和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初め、1点目の令和2年度の教育状況につきましては、昨年度は緊急事態宣言が発出され、本村におきましても、4月21日より5月20日まで1か月の臨時休業を余儀なくされました。この間、2日間の登校日を設けるなどして、週休日を除くと結果的には15日間の休業となりました。

村といたしましては、子供たちの学びを補償するために、夏休みの短縮とともに行事の見直しや学習内容の再構築など指導の重点化を図ることで、2学期中頃までには通常の学校生活に戻ることができました。

なお、3学期に実施いたしました標準学力検査NRTテストの結果を見ても、ほぼ例年並みの結果が得られ、心配されました学力の低下につきましては、大きな影響はなかったものと認識しております。

2点目の子供たちが経験や体験ができなかったことにつきましては、対外的な行事においては、小学校では子ども自転車大会、地区音楽祭、中学校では、中体連陸上競技大会、中体連総合大会がそれぞれ中止となりました。

校内においては、小学校の運動会を10月に延期したため、学習発表会が中止となりましたが、村内の全ての小中学校において、「できる方法を考え実施しよう」を合言葉として、事業内容を縮小、精選を図り、その結果、保護者や関係各位のご協力により、修学旅行や宿泊学習、見学学習等も実施することができました。

また、部活動において中体連が中止となり、統合により新調したユニフォームを着ること

ができなかった3年生のために、引退試合として真新しいユニフォームでの壮行試合や練習試合等を行うなど、3年間で締めくくるために取り組んだところであります。

3点目の現状を踏まえた令和3年度の教育方針につきましては、児童生徒の毎日の健康状態のチェックと、スクール・サポート・スタッフによる校内消毒等を実施し、細心の注意を払いながら学校教育を進めている現状にあります。

本村においてもまだまだ予断の許されない状況にありますが、各学校においては安易に中止や縮小することなく、工夫を凝らしながら、可能な限り行事などを実施することとしており、保護者のご理解の下、現在まで本年度の教育課程は計画どおり進めております。

今後も、コロナ感染防止を徹底しながら、学校と教育委員会との緊密な連携の下、子供の学びを止めないという強い姿勢で取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

令和2年度につきましては、コロナ感染症対策について大変ご苦労があったことと思います。まず、学校生活の中でどのようにされたのか、具体的な中身について伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいま、学校生活の中でどのようにしたのか、具体的な方法というご質問にお答えさせていただきます。

学校生活におきましては、まず1点目として、児童生徒の健康観察の徹底ということで行っております。昇降口での児童生徒の健康状態の観察、さらには、家族等に発熱等が見られた場合は、出席停止の措置を取るなど行っております。さらに、給食、昼食時の対応につきましては、グループごとにふだんは食べているんですが、前を向いて黙食をする、お話をしないで食べるように指導を徹底しております。さらに、換気、清掃の徹底ということで、先ほども申し上げましたように、スクール・サポート・スタッフを活用しての消毒等を徹底してまいっております。

また、学習におきましては、ソーシャルディスタンスの確保という点で、例えば理科での実験や観察等の方法の見直し、さらには音楽での合奏や合唱の制限、しばらく控える等の措置を行いながら、工夫した学習を進めております。

以上、一端ではございますが、日々、子供たちが健康で安心して暮らせるように努めてまいります。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 次に、通学時においてはどのようにされたか伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 通学時における対応でございます。

本村におきましては、徒歩通学、それから自転車通学、スクールバスの通学で行っております。

まず、スクールバスにつきましては、換気と消毒の徹底ということで、スクールバスにおきましては、乗降口に小学校ではアルコール消毒を置いてできるようにしております。また、室内では余分な会話を避けるようにするとともに、マスクの着用を義務づけております。

徒歩通学等におきましては、ソーシャルディスタンスが取れるとき、この時期になりますとかなり暑くなってまいりますので、離れているときはマスクを外してもよろしいんですが、集団にいるときにはマスクの着用を指導しております。

また、中学校のスクールバスにつきましては、同じく委託会社で消毒等をしておりまして、窓の開閉とともに換気の必要性を十分に踏まえながら取り組んでいるところです。子供たちが登校したときに、さらに担当の職員が健康観察を行って感染防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 学校生活の中と、通学時について今答弁がありましたが、また、家庭との連絡、協調も重要であるというふうに思いますので、どのように連携を図ったか伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 家庭との連携につきましてお答えさせていただきます。

家庭とは健康観察、健康チェックをお願いしております。児童生徒一人一人が、その日の健康状態、検温するとともに健康状態もチェックする用紙を配布しておりまして、家庭でのご協力をいただいております。また、熱等がある場合にはすぐ学校に連絡をし、小学校では37度以上を無理に登校させないようにお願いしています。中学校におきましては、37.5度以上の場合には無理して登校しないようにしております。なお、コロナ等の症状がありましたときには、欠席扱いではなく出席停止ということで行っています。

さらに、学校だより等におきまして、県教育委員会から通知されたものを、さらに村教育

委員会から通知したものに基きまして、家庭への配布、さらには分かりやすい言葉での通知ということで啓蒙を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） コロナの感染症対策については、引き続きしっかりとお願いをしたいと思っております。

次に、今年度の国内研修についてであります。昨年度実施できなかった現在の3年生はどのように対応されるのか、併せて2年生の研修はどうされるのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 国内研修についてのご質問にお答えさせていただきます。

3年生、残念ながら昨年度は研修できませんでした。本年度、できる限り子供たちに飛行機での研修を含めながら体験させたいと考えておりました。国内研修を本年度も位置づけておりました。

実際には、8月23日、24日の1泊2日で、福島空港を利用して関西方面へと考えておりましたが、現状のコロナ禍の下で、非常に目的地も感染拡大が見られますので、伊丹空港からバスで四国方面への研修旅行と目的地を変更させていただくように、今、計画しております。3年生の子供たちには、これ以上深刻な状況がなければ実施していきたいというふうに考えております。

また、2年生につきましては、沖縄方面への研修旅行でございます。ご存じのように沖縄は感染が拡大しておりますので、7月下旬に予定しておりました研修を1月に延期し、収まった頃を見て子供たちに充実した研修をしてもらおうと、予定を変更したところでございます。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 今後のコロナの状況もありますが、ぜひ実施できるように準備をしてほしいというふうに思います。

次に、玉川大学との連携による学習計画の実施が予定されていると思いますが、今年度の実施内容について伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 玉川大学との連携で、児童生徒の学力向上に一翼を担うようにと計

画してまいりました。残念ながら昨年度はコロナ禍の影響で中止せざるを得ませんでした。本年度も玉川大学との連携である学習支援、それから体験学習と2点を計画をしております。

まず、学習支援につきましては、8月2日から4日までの3日間と、8月18から20日までの3日間を、小学生、中学生に学習支援をする計画でございます。また、中学1年生には、早期に進路が実現できるように、進路選択ができるようにと模擬講義体験をしておりますが、本年度は8月10日に実施する予定で計画しております。

しかしながら、この状況下におきまして、当方と玉川大学との話し合いを基に、延期せざるを得ないかなというところで、今、話が進行しているところでございます。原状回復すれば、ぜひ計画していきたいなというふうに思います。

また、3学期には、小学生を対象にいたしまして、玉川大学生が本村において学習支援する予定は、3学期になれば実現できるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） なかなか終息しないコロナ禍の中、教育委員会はもとより、学校内での創意工夫による学習が続くと思いますが、お互い十分な連携を取りながら、子供たちのためにしっかりと進めていただきたいと思いますので、再度、教育長の決意のほどお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） まず、学校教育は、子供たちの学びを止めない、子供たちの学びを補償するということが第一義的であると考えております。そのためには、いかなる困難があっても、子供たちの学びを止めない、学びを補償するということで、いろんな方策を探りながら進めていきたいなというふうに思います。

現在のところ、休業等もなく順調に学校生活を送っております。本年度は、昨年度中止されました中体連等も行われ、玉川中学校の生徒の活躍も聞かれております。そのような子供たちが学校教育で得るものをさらに努めていきたいなというふうに考えております。

各学校におきましては、不測の事態が今後とも予想されます。しかしながら、子供たちの学びを補償するという大きな観点の下に、不測の事態に即した課題等の準備も指示しております。さらには、今できることを児童生徒たちに体験、経験させていくことを重点として、豊かな人間性を育てていきたいと考えております。

今後とも、議員の皆様方には、ご協力、ご理解をいただくことがあるかと思いますが、よ

ろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 以上で私の質問は終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、7番、大和田宏君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時21分）